

## 介護予防ギフトボックス事業に関する基準

### 1. 人員に関する基準

#### (1) 従事者の員数（最低必要従事者）

本事業において体験教室を実施するに当たり、1名以上の従事者を配置すること。また、市との調整、報告等を行う際に対応できる担当者（従事者と兼務可）を配置すること。なお、参加人数や参加者の状況等により運営・実施にリスクが伴うと考えられる場合は、従事者を増やす等の措置を行うこと。

#### (2) 従事者の資格

従事者については介護予防に関する知識・経験が十分にあり、身体面・心理面においても高齢者を理解した上で、介護予防に取り組める者であること。

なお、特段の資格の定めのある場合を除き、資格要件の定めは設けないが、必要に応じて市が従事者の保持資格等を求める場合がある。

### 2. 運営・実施に関する基準

#### (1) 申請者の資格

本事業に申請できる企業・団体等は、以下のとおりとする。

ア 下記「(2)活動内容」に関するものについて、1年以上の実績があること。

イ 定款・規約・会則等に基づいて活動を行っていること。

ウ 申請の時点で5名以上の会員が所属していること。

エ 政治団体、宗教団体、暴力団体及び団員が所属する団体等、特定の主義や思想に基づいて活動を行う団体でないこと。

#### (2) 活動内容

本事業申請時において、企業・団体等は、介護予防の理念に基づき、介護予防となり得る下記に示す内容について継続した活動を行っており、その活動についての体験教室を実施することが可能であること。

ア 運動に関するもの

ウォーキング、体操（ストレッチ、筋力アップ、腰痛・膝痛改善運動、ヨガ等）、水泳（水中ウォーキング・水中トレーニング等も含む）、ダンス、その他スポーツ活動全般

イ 運動以外に関するもの

パソコン、楽器、料理、カラオケ、絵手紙、その他文化活動

ウ その他

市長が介護予防に資すると考える継続した活動

#### (3) 活動場所

川口市内で活動を行うこと。ただし、隣接する市区町村内の活動であって、市民の利用の

実態等を考慮して市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

また、ビデオ会議システムによる双方向通信を活用したオンライン教室等の実施にあたっては、川口市内や隣接する市区町村内に、集合型の活動拠点を構えていること。

(4) 実施回数

体験期間3か月（10回程度）を1区切りとし、教室を実施できること。

(5) 体験教室参加者定員

1教室の定員は、市長が定める人数を上限とし、各企業・団体等で受け入れることが可能な人数とすること。

(6) その他

必要に応じて傷害保険等に参加し、事故の際に対応できるようにすること。

従事者の過失等により発生した事故等については、企業・団体等がその責を負うこと。

### 3. 補助金に関する基準

(1) 補助金額

教室参加者1名につき、企業・団体等が規定する月会費及び教室の参加に要する器材費の一部を市が体験教室の期間中（最長3か月）補助する。補助額は下記ア及びイの合計額とする。

なお、補助金の交付は1教室当たり定員までとし、超えた分に関して交付は行わないものとする。

ア 月会費の補助 月会費の半額（上限1,500円）

| 月会費            | 補助額                       |
|----------------|---------------------------|
| 500円未満         | 全額                        |
| 500円以上1,000円未満 | 500円                      |
| 1,000円以上       | 月会費の半額<br>(ただし上限1,500円まで) |

※月会費は、入会金、特別管理費等を含めない基本金額で、毎月会員より徴収する金額とする。

※1回毎の支払いとしている場合は、月会費相当額で計算する。

※月会費の半額に100円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

イ 器材費の補助

実際に要した器材費の額。ただし、器材費の支払月において、1,500円からアの補助額を引いた額を上限とする。

※教室の参加に当たり、必ず購入又は借用を要する器具、材料費等であって、企業・団体等が教室参加者から実費として徴収するものに限る。

## (2) 補助回数

各年度の５月１日から９月３０日までを前期、１０月１日から翌年の３月３１日までを後期とし、それぞれの期間において、１企業・団体等につき最大５教室分まで補助を行う。この場合において、前期の期間内に開始した教室にあっては、前期分を含むものとする。

ただし、新郷・安行・芝地区で実施する教室については、当該各期間につき３教室まで追加補助を行う。（１期間につき計８教室）

なお、登録申請状況等により予算の範囲を超える見込みが生じた際は、事前に１企業・団体等の教室数や定員を調整する場合がある。

### ※「月会費の半額」の扱いについて

|    | 月会費    | 補助金額   |                    |
|----|--------|--------|--------------------|
| 例１ | ２，８００円 | １，４００円 | （月会費の半額）           |
| 例２ | １，９８０円 | ９００円   | （半額とした後、１００円未満を切捨） |
| 例３ | ６，０００円 | １，５００円 | （上限額）              |

### 【参考】介護予防の理念（厚生労働省「これからの介護予防」）

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。

生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。

### 【参考】運動教室における従事者の資格例（１．－（２）従事者の資格）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、東京都健康長寿医療センター研究所が養成する介護予防運動指導員、健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士、これに準ずる介護予防の知識に精通した運動指導員、機能訓練等の経験のある介護職員、機能訓練等の経験のある看護職員、各種インストラクター 等